

乙川東小学校更新基本・実施設計業務委託プロポーザル実施要領

1. 目的

本実施要領は、乙川東小学校（以下「本校」という。）の更新基本・実施設計の業務委託の事業者を公募型プロポーザルにより選定する手続きにおいて、柔軟かつ高度な発想力や設計能力及び豊富な経験を有する設計者を選定するため、半田市プロポーザル方式の実施に係る事務取扱要綱に基づき必要な事項を定めるものである。

2. 事業の概要

(1) 事業名

乙川東小学校更新基本・実施設計業務委託（以下「本業務委託」という。）

(2) 事業場所

半田市花田町三丁目1番地

(3) 事業期間

令和6年6月21日（金）から令和9年3月10日（水）まで（予定）

基本計画策定業務まで : 令和7年8月29日まで（予定）

基本設計業務まで : 令和8年3月10日まで（予定）

実施設計業務まで : 令和9年3月10日まで（予定）

(4) 事業内容

別紙仕様書による。

(5) 概算経費

220,198千円（消費税及び地方消費税相当額を含む）以内とし、各年度の支払限度額は以下のとおりとする。

令和6年度 : 0円

令和7年度 : 41,840千円

令和8年度 : 178,358千円

（委託料には、耐力度調査・地盤調査等の調査費、旅費、宿泊費等の経費一切を含み、確認申請手数料等の手数料は含まない。）

なお、乙川東小学校更新基本・実施設計業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）7. (2)基本構想・基本計画の策定段階で検討した結果、PPP/PFI で行うこととなった場合、それ以降の設計業務は取りやめとする。また、7. (4)基本・実施設計は、建築士法第 25 条（昭和 25 年法律第 202 号）に基づく令和 6 年国土交通省告示第 8 号（以下、「告示第 8 号」という。）の別添二による建築物の「類型七 教育施設 第 1 類」6,000 m²と「類型十二 文化・交流・公益施設 第 1 類」1,000 m²の複合施設を新築する想定とする。なお、この想定は実務経費算出のためのものであり、計画内容は基本計画策定時に検討し、基本計画策定完了時に、内容や延床面積が大きく変化した場合は、告示第 8 号を参考に協議する。

記載の概算経費は、令和 6 年度の設計業務委託等技術者単価（以下「技術者単価」という。）によるものであり、技術者単価が変動した場合も協議する。

3. 主催者、選定委員会及び事務局

(1) 主催者

半田市

(2) 選定委員会（以下「委員会」という。）

行政職員 7 名にて構成

(3) 事務局

半田市建設部建築課

〒475-8666 愛知県半田市東洋町 2 丁目 1 番地

電話：0569-84-0750

FAX：0569-23-6061

メールアドレス：kenchiku@city.handa.lg.jp

4. スケジュール（予定）

区分	項目	日程
公告	実施要領の公表 (半田市ホームページ掲載)	令和6年3月7日(木)
第一次 審査	第一次審査に関する質問受付	令和6年3月7日(木)から 令和6年3月18日(月)まで
	質問に対する回答	令和6年3月25日(月)まで随時
	第一次審査書類の提出期限	令和6年4月8日(月)まで
	第一次審査結果の通知(発送)	令和6年4月15日(月)
第二次 審査	現地見学申込	令和6年4月17日(水)まで
	現地見学	令和6年4月22日(月)
	第二次審査に関する質問受付	令和6年4月15日(月)から 令和6年4月24日(水)まで
	質問に対する回答	令和6年4月30日(火)まで
	第二次審査書類の提出期限	令和6年5月23日(木)まで
	第二次審査(ヒアリング)の実施	令和6年6月6日(木)
	第二次審査結果の通知(発送)	令和6年6月13日(木)
	審査結果の公表	令和6年6月18日(火)
契約	契約締結(予定)	令和6年6月20日(木)

5. プロポーザルの参加資格

プロポーザルの参加資格は、第一次審査書類の提出期限である令和6年4月8日現在において以下の要件をすべて満たす単体企業とする。ただし、業務の一部（意匠分野を除く）を協力企業に再委託することを認め、再委託先の企業は、以下の要件のうち(3)から(7)までの要件を満たすこと。なお、契約締結までの間に参加資格を喪失した場合は、失格とする。

- (1) 契約締結までの間に、令和6・7年度の半田市の入札参加資格（設計コンサルタント）を有する者であること。
- (2) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条に基づく一級建築士事務所

登録簿に登録された者であること。

- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (4) プロポーザル参加表明書の提出期限から契約締結日までの期間において、引き続き、半田市指名審査等事務取扱要綱第 6 条に規定する指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 著しい経営不振の状態にある者でないこと。著しい経営不振の状態にある者とは、次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア. 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者
 - イ. 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者
- (6) 国税（消費税及び地方消費税を含む。）、都道府県税及び市町村税の滞納がない者であること。
- (7) 半田市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 19 号）第 2 条第 1 号及び第 2 号に該当しないこと。
- (8) 次のア、イのいずれにも該当する者であること。（平成 26 年 4 月 1 日以降に設計業務を完了したものに限る。）
 - ア. 小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校（公立・私立、小学部・中学部・高等部を問わない。）の校舎の新築又は過半以上の改築工事（施工面積 3,000 m²以上で管理部門を含むもの）の基本設計又は実施設計の実績を有すること。
 - イ. 小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校（公立・私立、小学部・中学部・高等部を問わない。）の改修工事（改修面積 1,500 m²以上）の設計業務の実績を有すること。
- (9) 次の各号を満たす技術者を配置できること。
 - ア. 総括責任者（1 名）【全業務期間】
 - ・ 一級建築士の資格を有すること
 - ・ 提出者の社員で、3 か月以上雇用があること
 - ・ 前項アに掲げる実績を有すること

- ・ イからカに掲げる主任技術者を兼任していないこと
- イ. 構想計画担当主任技術者（1名）【基本構想・基本計画期間】
- ・ 一級建築士または技術士（建設部門「都市および地方計画」）の資格を有すること
 - ・ 提出者又は協力企業の社員で3か月以上雇用があること
 - ・ ウに掲げる主任技術者を兼ねてもよい
 - ・ 前項アに掲げる実績又は前項アに掲げる内容の基本構想・基本計画を策定した実績を有すること。なお、基本構想・基本計画の場合、設計業務の完了を、基本構想・基本設計の策定業務の完了と読み替えるものとする
- ウ. 意匠担当主任技術者（1名）【全業務期間】
- ・ 一級建築士の資格を有すること
 - ・ 提出者の社員で、3か月以上雇用があること
 - ・ 前項アに掲げる実績を有すること
 - ・ イに掲げる主任技術者を兼ねてもよい
- エ. 建築構造担当主任技術者（1名）【基本・実施設計期間】
- ・ 構造設計一級建築士の資格を有すること
 - ・ 提出者又は協力企業の社員で、3か月以上雇用があること
- オ. 積算担当主任技術者（1名）【基本・実施設計期間】
- ・ 一級建築士又は建築積算士の資格を有すること
 - ・ 提出者又は協力企業の社員で、3か月以上雇用があること
- カ. 設備担当主任技術者（1名）【基本・実施設計期間】
- ・ 設備設計一級建築士又は建築設備士の資格を有すること
 - ・ 提出者又は協力企業の社員で、3か月以上雇用があること
 - ・ 前項アに掲げる実績を有すること

6. プロポーザルの審査・契約等

- (1) 本プロポーザルの審査は、委員会において2段階（第一次審査及び第二次審査）で実施し、1件の最優秀提案及び順位をつけて数件の優秀提案を選定する。なお、応募者が1者の場合であっても、受付審査を実施す

る。

(2) 審査において合格基準点（210点）を設定し、当該点数を下回った案は最優秀提案又は優秀提案に選定しない。

(3) 次の各号のいずれかに該当した場合は失格とする。評価終了後に事実関係が判明した場合においても同様とする。

ア. 応募書類が、提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合。

イ. 応募書類が、作成要領に指定する様式又は記載上の留意事項に示された条件に適合しない場合。

ウ. 応募書類に、記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。

エ. 応募書類に、記載すべき事項以外の内容が記載されている場合。

オ. 応募書類に、許容された表現方法以外の表現方法が用いられている場合。（事務局で黒塗り対応した場合は除く）

カ. 応募書類に虚偽の内容が記載されている場合、又は他者が発表したものを盗用した疑いがあると委員会が認めた場合。

キ. 本プロポーザル公募開始後、応募書類を提出した組織又は再委託先の協力企業に属する者が、審査委員会委員又はプロポーザルに携わる職員と当該業務に関する接触を求めた場合、その他審査結果に影響を与える工作等、不正な行為が行われた疑いがあると委員会が認めた場合。

(4) 審査基準

ア. 審査項目は、「評価基準」に示す。

イ. 参加資格要件が不適格の場合は失格とする。

(5) 協議及び契約の締結

ア. 市は最優秀提案をした者と本業務委託に関する契約交渉を行う。ただし、最優秀提案をした者との協議が不調となった場合は、優秀提案をした者のうち上位の者から順に契約交渉を行う。

イ. 協議は、提案書（その後のヒアリング及びプレゼンテーションの議事録を含む。）、見積書及び別添業務委託仕様書に基づき行う。

ウ. 契約者 半田市

エ. 契約保証金 免除

オ. 契約限度額 本業務委託は、220,198 千円（消費税及び地方消費税相当額 10%を含む）以内を予定している。ただし、委託料には、耐力調査・地盤調査等の調査費、旅費、宿泊費等の経費一切を含み、確認申請手数料等の手数料は含まない。

(6) 現地見学（乙川東小学校）

ア. 日時 令和 6 年 4 月 22 日（月）午前 9 時から午後 3 時までの指定時間帯（指定時間帯は、申込者に電子メールで通知する。）

イ. 申込方法

・ 申込期間 令和 6 年 4 月 17 日（水）午後 5 時まで

・ 申込方法 事務局にメールにて申込

kenchiku@city.handa.lg.jp

メールの件名に【乙川東小学校プロポーザル（現地見学申込）】を付けること。

ウ. 見学方法

・ 校舎外（学校敷地内）の自由見学とする。

・ 質問には回答しない。

・ 参加者は一人につき 5 名までとする。

・ 学校等への問合せ（児童、教職員、保護者、周辺の住宅地等への聞き取り調査を含む。）はしないこと。

7. 「第 1 次審査書類」及び「第 2 次審査書類」の作成様式及び内容

第 1 次審査書類及び第 2 次審査書類については、別紙「審査書類作成要領」に基づき作成すること。

8. 第一次審査

第一次審査は、次のとおり実施する。

(1) 第 1 次審査書類の提出

本プロポーザルに参加する者は、次のとおり書類を提出すること。

ア. 提出書類

審査書類作成要領 2. (1)による。

イ. 提出先

事務局

ウ. 提出期限及び提出方法

令和6年4月8日(月)午後5時までに持参して提出する。(土、日、祝日を除く。)

事前に事務局に電話又は電子メールで連絡し、午前9時から午後5時までの間に持参する。

※ 参加申込書提出時に関連資料を貸与する。

(2) 評価基準

別紙「評価基準」の「第一次審査」による。

(3) 審査

令和6年4月上旬に、提出された第一次審査書類による審査を実施し、第二次審査対象者(概ね上位5者)を選定する。

(4) 結果の通知

通知日 : 令和6年4月15日(月)

通知方法 : 応募者全員に文書で通知する。

9. 第二次審査

第二次審査は、次のとおり実施する。

(1) 第二次審査書類の提出

第一次審査により選定された第二次審査対象者は、次のとおり書類を提出すること。

ア. 提出書類

審査書類作成要領 3. (1)による。

イ. 提出先

事務局

ウ. 提出期限及び提出方法

令和6年5月23日(木)午後5時までに持参して提出する。(土、日、祝日を除く。)

事前に事務局に電話又は電子メールで連絡し、午前 9 時から午後 5 時までの間に持参する。

(2) 評価基準

別紙「評価基準」の「第二次評価」による。

(3) 評価結果が同点となった場合の措置

評価結果で同点となった場合は、評価基準「業務実施方針等」の合計得点の高い者を上位とする。

(4) プレゼンテーション及びヒアリング

ア. 集合日時及び場所

日時 令和 6 年 6 月 6 日（木）の指定時間

場所 半田市役所内の指定場所

（指定時間及び指定場所は、各第二次審査対象者に電子メールで通知する。）

イ. 出席者

- ・ 説明員は、総括責任者、意匠主任技術者及びワークショップ責任者を含む 5 名以内とし、原則として代理者又は指定された者以外の者の出席は認めない。

総括責任者 1 名

意匠主任技術者 1 名

ワークショップ責任者 1 名

担当主任技術者 1 名

パソコン操作者 1 名（担当主任技術者でもよい）

ウ. 実施方法及び留意事項

- ・ プレゼンテーション及びヒアリングの順番は、第一次審査書類の受付順によるものとし、説明員からの説明を受けた後、審査委員がヒアリングを行う。
- ・ プレゼンテーションは 1 者につき 20 分以内とし、ヒアリングは 30 分程度を予定する。
- ・ 説明資料、パソコン等の準備は、前者のヒアリング終了後の調整時間である 5 分以内に行うこと。

- ・ プレゼンテーションは、提出した様式 1-6 及び 1-7 並びに 2-2 から 2-5 までの内容のみとし、各自で用意したパソコン（パワーポイント等のソフト入り）を用いて説明すること。
- ・ 事務局では、HDMI 接続の壁掛け大型液晶モニター 1 台（※）を用意する。

※ 大きさ W2, 420mm×H1, 360mm

（W1, 210mm×H680mm の液晶モニターを 4 台接続したもの）

- ・ プレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。

(5) 結果通知と公表

通知日 : 令和 6 年 6 月 13 日 (木)

通知方法 : 第二次審査書類提出者すべてに文書で通知するほか、本市ホームページで公表する。

10. 質疑の受付及び回答

本要領又は審査書類作成要領（様式を含む）に関して不明な点がある場合は、問い合わせること。

(1) 提出方法等

ア. 提出書類

審査書類作成要領 【様式 3-1】

イ. 提出先

事務局

ウ. 提出期限及び提出方法

質疑受付期間内に質問書【様式 3-1】で電子メールにて提出する。

(2) 質疑受付期間（期限内は随時受付する）

ア. 第一次審査に関する事 令和 6 年 3 月 5 日(火)から 3 月 15 日(金)
午後 5 時まで

イ. 第二次審査に関する事 令和 6 年 4 月 15 日(月)から 4 月 24 日(水)
午後 5 時まで

(3) 質疑回答

ア. 第一次審査に関する事 令和 6 年 3 月 22 日 (金) までに半田市ホ

ホームページに随時公表する。(質問者の名称等は公表しない。)

イ. 第二次審査に関すること 令和6年4月30日(火)までに、すべての第二次審査対象者に電子メールにて通知する。

※ 審査内容等に関する質問には応じない。

(4) 送信先

kenchiku@city.handa.lg.jp

※ メール の 件名 に【乙川東小学校プロポーザル(質疑)】を付けること。

11. プロポーザル参加辞退

プロポーザルの参加申込書を提出後、プロポーザルへの参加を辞退する場合は次のとおり書類を提出すること。なお、参加を辞退しても、以降における不利益の扱いはしない。

(1) 提出方法等

ア. 提出書類

審査書類作成要領 【様式 3-2】 1部

イ. 提出先

事務局

ウ. 提出方法

事前に連絡の上、持参又は郵送すること。

12. その他

(1) 応募書類の取り扱い

ア. 提出期限以降における応募書類の差替及び再提出は認めない。

イ. 応募書類は、選定を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。

ウ. 応募書類は、理由の如何を問わず返却せず、市の責任において保管・処分する。なお、提出された書類は、受注候補者選定以外に無断で使用しない。

エ. 応募書類の著作権は、作成した応募者に帰属するが、応募書類は、半田市情報公開条例に基づき、市に対する情報公開の対象文書とな

る。この場合、半田市は、提出書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。ただし、公開することで個人が識別されたり、法人などの正当な利益を害する恐れがあると市が判断する場合は公開しない。

オ. プロポーザル参加者において、応募書類を雑誌、広報誌、その他一般の閲覧に供する場合は、事務局の承諾を得ること。

(2) 本資料及び本プロポーザルにおいて入手した市の情報等

本資料及び本プロポーザルにおいて入手した市の情報等は、本プロポーザルの目的以外に使用してはならない。また、市の許可なく公表又は使用することはできない。

(3) 提出に伴う費用

応募書類の作成、提出及びヒアリングに伴う費用の全ては、応募者の負担とする。

(4) 配置予定の技術者の変更

応募書類に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病気等による長期の休職、死亡、退職等やむを得ない理由による場合は、市の了解を得た上で同等以上の技術者に変更できる。

(5) 情報の公表

ア. 第一次評価の結果は、原則として、第二次評価の結果と併せて公表する。

イ. 第二次評価の結果は、原則として公表する。

ウ. 選定した提案について、公表する場合がある。

エ. 第二次審査対象者として選定された者を公表する場合がある。

オ. 第二次評価におけるプレゼンテーション及びヒアリングは非公開とする。

(6) 本プロポーザルにおける学校等への問合せ

本プロポーザルにおける学校等への問合せ（児童・生徒・教職員や周辺への聞き取り調査を含む。）は、その一切を禁止する。また、学校の見学は、前記 6. (6)の現地見学を除き、禁止する。

(7) 本プロポーザルにおける事故等の責任

電子メール等の通信の事故、現場見学会中の事故等については、市はいかなる責任も負わない。

(8) 特許権等の責任

提案に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国又は日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法等を使用した結果生じた一切の責任は、提案した応募者が負う。

(9) 受注資格の喪失

本件業務を受注した事業者等（協力を受ける他の事業者等を含む。）が製造業又は建設業の企業と資本・人事面等において関連があると認められる場合、当該関連を有する企業は、本件業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を受注することができない。

(10) 本業務委託を遂行するにあたり、事故防止対策や個人情報の保護に対する安全管理を適切に行うこと。

(11) 応募者は、結果に対する異議申し立て等の行為はできない。

(12) 本要領に定める事項のほか、必要な事項については、委員会が別に定める。

(13) 本プロポーザルは、予算議決前の準備行為として実施するものであり、令和6年3月議会において予算の減額又は否決があった時は、本プロポーザルについて実施の効力を失う場合がある。

(14) 応募者は、参加申込書の提出をもって、本要領の記載内容を承諾したものとみなす。